

先取特権 宅建 H21-05-1 《#777》

【問】 正誤をつけよ。

抵当権者も先取特権者も、その目的物が火災により焼失して債務者が火災保険金請求権を取得した場合には、その火災保険金請求権に物上代位することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 物上代位【発展】

- 1 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。（民法 304 条 1 項）

《ポイント2》 留置権等の規定の準用【★入門】

第 296 条、第 304 条(先取特権の物上代位)及び第 351 条の規定は、抵当権について準用する。（民法 372 条）

- ⇒ 売却代金、賃料、目的物の滅失・損傷による損害賠償請求権、保険金請求権に対して、物上代位できる